

「八代市食の感動体験創出事業」 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業目的

本実施要領は、本市が発注する「八代市食の感動体験創出事業」業務委託に係る契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名	「八代市食の感動体験創出事業」
(2) 業務内容	別添「八代市食の感動体験創出事業」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
(3) 履行期間	契約締結の日から令和8年10月31日（土）まで
(4) 見積限度額	2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 受託候補者の決定方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

4. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、法人その他団体であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、共同企業体（以下「JV」という。）として応募する場合は、代表構成員および全ての構成員が、以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 八代市競争入札参加有資格者名簿に掲載されている業者の場合は、募集期間の間において、八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 団体等の役員に、破産者、制限行為能力者、又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (6) 八代市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第1号から第3号までに該当しない者、および暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等に該当しないこと。また、役員等に暴力団員等と密接な関係を有する者がいないこと。
- (7) 本件に類似する業務（観光振興、地域活性化、周遊促進施策等）において、国、地方自治体又は民間企業との受託実績を有する者であること。
- (8) 本業務の遂行にあたり、関係法令を遵守できる者であること。

5. 選定スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

項目	日程
(1) 公募開始	令和8年4月22日(水)
(2) 質問書の提出期限	令和8年4月30日(木)午後5時まで
(3) 質問書への回答	随時ホームページに掲載
(4) 参加申込書等の提出期限	令和8年5月13日(水)午後5時まで
(5) 第一次審査(書類審査)	令和8年5月14日(木)
(6) 第一次審査結果の通知	令和8年5月15日(金)【予定】
(7) 第二次審査 (プレゼンテーション及び質疑応答)	令和8年5月21日(木)【予定】
(8) 第二次審査結果の通知	令和8年5月26日(火)【予定】
(9) 契約内容の調整、仕様書の決定	(8)の実施後速やかに
(10) 業務委託契約締結	令和8年5月下旬

6. 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、前記「4. 参加資格」を確認のうえ、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

①参加申込書(様式1)

②企画提案書(任意様式)

企画提案書の提出については、後記9を参照のこと。

③会社概要(様式2)

類似業務実績の証明資料として成果物も併せて提出すること。

④配置予定技術者調書(様式3)

⑤見積書(様式4)

見積金額積算の根拠となる内訳書を添付すること。

⑥共同企業体協定書(様式5) ※共同企業体の場合

(2) 提出期限

令和8年5月13日(水)午後5時必着

(3) 提出方法

①持参の場合は、午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く)。

②郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便によることとし、上記提出期限内必着とする。また、封筒の表面には、「事業名」及び「事業企画提案書等在中」と明記すること。なお、郵送事故等による参加申込書等の未達に関する異議は一切受け付けない。

(4) 提出部数

正本各1部、副本9部。

「6.(1)提出書類」を全てPDF形式で電子メールでも提出すること。

※ファイルサイズが10MBを超える場合はUSBメモリ等で提出すること。

- (5) 提出先 後記「14. 応募・問い合わせ先」。

7. 質問書受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し、不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式6）
(2) 提出期限 令和8年4月30日（木）午後5時必着
(3) 提出方法 質問箇所及び質問内容を分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。
なお、その他の方法による質問書の提出は一切受け付けない。
(4) 提出先 後記「14. 応募・問い合わせ先」参照。
(5) 質問への回答

提出された質問に対する回答は、八代市ホームページに随時掲載する。また、質問書を提出した者の名称等は掲載しない。

8. 辞退届の提出

参加申し込み後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、次の方法で辞退届を提出すること。

- (1) 提出書類 辞退届（様式7）
(2) 提出期限 令和8年5月14日（木）午後5時必着
(3) 提出方法
①持参の場合は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）
②郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便によることとし、上記提出期限内必着とする。
(4) 提出先 後記「14. 応募・問い合わせ先」参照。

9. 企画提案書の提出

本プロポーザルに要する企画提案書は、次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類
①企画提案書（任意様式）
仕様書に掲げる目的・業務内容を踏まえ、次のア～ウの留意点に従い、業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。
また、企画提案書は、表紙・目次を除いて20ページ以内で作成し、各ページにはページ番号を付番すること。

○企画提案書の留意点

ア 実施方針

仕様書の基本方針を踏まえ、具体的な取り組みの提案を行うこと。

イ 実施体制

実施体制の組織図を作るとともに、管理責任者や業務実施体制編成の考え方等について記載すること。

ウ 実施スケジュール

詳細な業務実施スケジュールを作成すること。

10. 審査方法及び審査基準

事務局において、必要書類及び記載内容に漏れがないこと並びに別紙1に掲げる事務局審査項目を基に第一次審査を行った後、「八代市食の感動体験創出事業」に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、第二次審査を行うものとする。ただし、見積金額が契約限度額を超える場合や、「4. 参加資格」に掲げる要件を満たさないと判断された場合は、その企画提案書は審査から除外する。

(1) 第一次審査（書類審査）

① 審査内容

事務局は、別紙1に掲げる評価基準1～4に基づき、審査を行うものとする。ただし、参加事業者が4者以上の場合は、別紙1の評価基準1～8に基づき事務局にて書面審査を行い、得点の高い上位3者を第二次審査参加事業者に選定するものとする。

② 審査結果

審査結果は、令和8年5月15日（金）までに、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛てに通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション、質疑応答）

① 実施日

令和8年5月21日（木）（予定）

※ 実施日や開始時間、会場等の詳細は、第一次審査の結果と併せて通知する。

②出席者

本業務に携わる管理責任者を含め3名以内とする。

③ 実施順、発表時間

プレゼンテーションは参加申込書の受付順で実施するものとし、1者あたりの時間は30分程度とする。（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

④審査内容

選定委員会は、参加事業者からのプレゼンテーション及び企画提案書等に関する質疑応答を実施し、別紙1に掲げる審査基準に基づき提案内容の審査を行うものとする。第一次審査（別紙1評価基準1～4の得点）及び第二次審査（別紙1評価基準5～8の得点）の合計得点の平均値が最も高い者を受託候補者として選定することとし、最高得点者が複数ある場合は、見積金額が低い者を受託候補者として選定する。最高得点者が複数かつ見積金額が同額の場合は、第二次審査の得点が高い者を受託候補者として選定する。ただし、合計得点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない者は選定の対象としない。

また、市内事業者が単独または共同企業体の代表として提案している場合に5点を追加する。

⑤審査結果

審査結果は、令和8年5月26日（火）（予定）までに、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛てに通知するとともに、市のホームページで公表を行う。

なお、審査結果の公表時には、最高得点者以外の応募者名は非公表とする。

⑥その他

公平性確保のため、参加事業者は他者のプレゼンテーション等を傍聴できない。

1 1. 契約の締結権

受託候補者に決定された者は、本業務の契約締結権を有する。

受託候補者は、仕様書及び企画提案書の記載事項を基本に八代市と協議のうえ、八代市契約規則その他関係法令に基づき適当であると判断された場合に、契約を締結する。

また、契約の仕様については、原則として受託候補者の企画提案書等の記載内容が契約時の仕様となるが、本業務の目的達成のために必要な範囲において、協議のうえ内容の修正及び変更を行うことがある。

なお、受託候補者による辞退や八代市が契約を締結できないと判断した場合は、次点候補者と契約の交渉を行うものとする。

1 2. 失格事項

提案者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 企画提案書等提出書類を期限までに提出しなかった場合。
- (3) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合。
- (4) 選考の公平性を害するような行為が認められた場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格に値すると認めた場合。

1 3. 留意事項

- (1) 審査結果に対する質問・異議申し立ては一切受け付けない。
- (2) 参加申込書等を提出した者は、本要領の記載内容に同意したものとみなす。
- (3) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認めない。
- (4) 本プロポーザルに係る経費は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属する。ただし、選定された企画提案の使用権は、八代市に帰属する。
- (6) 本プロポーザルにおいて八代市に提出された書類等は返却しない。
- (7) 参加申込書等提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は、八代市から指示があった場合を除き、認めない。
- (8) 提出書類等に記載された個人情報、本業務に必要な範囲のみで使用し、その他の目的には一切使用しない。

1 4. 応募・問い合わせ先

八代市 経済文化交流部 観光振興課 観光振興係（八代市役所本庁舎 4 階）

（住 所）〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25

（電話番号）0965-33-4115

（電子メール）kanko@city.yatsushiro.lg.jp